

高槻市と関西大学との連携推進会議に関する協定書

高槻市（以下「甲」という。）と関西大学（以下「乙」という。）は、次の条項によって連携推進会議（以下「会議」という。）を設置し、開催するものとする。

（目的）

第1条 甲及び乙は、平成20年8月18日付けで締結した「覚書」に沿って、甲及び乙が連携推進することによって、「知と文化の拠点、学園のまち高槻」を目指し、協議・調整などを行うため、会議を設置するものとする。

（所掌事務）

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 「地・学連携」における取組に関すること。
- (2) 国土交通省所管国庫補助事業（暮らし・にぎわい再生事業）の趣旨を踏まえ、その具体的な取組について継続的で着実な施設の利活用の実現に関すること。
- (3) 前各号における検証及び評価に関すること。
- (4) その他、前各号の関連事項に関すること。

（組織）

第3条 会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 会議に議長及び副議長を置き、開催場所に応じ、その職を充てる。
- 3 高槻市開催時は、議長は高槻市市長公室担当副市長を、副議長は議長が指名した者とする。
- 4 関西大学開催時は、議長は学校法人関西大学専務理事を、副議長は議長が指名した者をもって充てる。

（議長及び副議長の職務）

第4条 議長は、会議の事務を総括する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長が不在のときはその職務を代理する。

（作業部会）

第5条 議長が必要と認めるときは、個別事案について調査研究させるため、会議に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、個別事案に係る別表2に掲げる者又は甲乙の関係者をもって組織する。
- 3 作業部会に関する事項は、別に定める。

(説明時の聴取)

第6条 議長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができ、併せて資料の提供を求めることができる。

(会議)

第7条 甲乙双方は第1条(目的)を実現するため、次に掲げる月に会議を開催するものとする。

- (1) 6月、10月の年2回を定例会とする。また定例会の実施が困難な場合は甲乙双方協議の上、開催月を変更することができる。
- (2) 前号の規定にかかわらず、甲乙双方が必要と認めた場合は開催することができる。

(窓口の設置)

第8条 会議を円滑かつ効果的に進めるため、双方に連絡調整等の窓口を設置する。

- (1) 高槻市は市長公室政策企画室、関西大学は高槻事務局を連絡等の窓口とする。
- (2) 変更が生じた場合は、速やかに報告すること。

(その他)

第9条 この協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めることとする。

2 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めることとする。

本協定書締結の証として本協定書2通を作成し、各々1通を所持する。

平成22年6月22日

高槻市桃園町2番1号
甲 高槻市

高槻市長 奥本 務



吹田市山手町3丁目3番35号
乙 学校法人 関西大学

理事長 上原 洋允



別表1 (第3条関係)

高槻市	関西大学
副市長 (市長公室担当)	専務理事
副市長	常務理事 (高槻ミュージーズキャンパス担当)
教育長	総合情報学部長
政策統括監	社会安全学部長
市長公室長	地域連携センター長
総務部長	中等部・高等部校長
危機管理監	初等部校長
市民参画部長	法人本部長
保健福祉部長	大学本部長
子ども部長	総合企画室長
都市産業部長	高槻事務局長
教育指導部長	
地域教育監	
消防長	

別表2 (第5条関係)

高槻市	関西大学
政策企画室長	総合情報学部副学部長
総務室長	社会安全学部副学部長
生涯学習室長	社会安全学部連携調整委員
保健福祉政策室長	高等部教頭
子ども育成室長	中等部教頭
農林商工観光室長	初等部教頭
学校教育室長	学長室次長 (社会連携担当)
地域教育室長	高槻事務局次長 (高槻キャンパス)
消防本部次長	高槻事務局次長 (高槻ミュージーズキャンパス)

安全・安心のまちづくりに関する協定書

高槻市（以下「甲」という。）と学校法人関西大学（以下「乙」という。）は、平成16年7月14日に締結した「関西大学と高槻市との地域連携に関する協定書」及び、平成20年8月18日に締結した地域貢献に関する「覚書」に基づき、安全・安心のまちづくりに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携して、安全・安心のまちづくりの推進及び災害発生時における応急対策を行うことにより、地域社会及び学術研究の発展に寄与することを目的とする。

（協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために協力の要請等をしようとするときは、あらかじめ定めている甲乙双方の責任者等を通じて行うものとする。
2 甲及び乙は、前項に規定する協力の要請等を受けたときは、本協定の範囲内で協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力の要請等に応じられない場合は、この限りでない。

（協力内容）

第3条 前条に規定する協力の内容は次のとおりとする。

(1) 平常時

- ア 安全・安心のまちづくりに関する講座・イベント等の実施
- イ 安全・安心のまちづくりに関する共同研究
- ウ 安全・安心のまちづくりに関する人的交流
- エ 安全・安心のまちづくりの事業を通じた学生ボランティア等の育成

(2) 災害発生時

- ア 乙の施設の一部を避難所及び支援場所等として提供
- イ 乙が備蓄する災害用備蓄物資及び応急処置用資機材の被災者への提供

(3) その他、甲乙双方が必要と認める事項

2 前項の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(施設提供期間)

第4条 前条第1項第2号アに規定する施設の提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間(1週間程度)とし、被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協議)

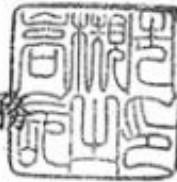
第5条 この協定に関する疑義又は定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成22年3月29日

甲 高槻市桃園町2番1号
高槻市

市長 奥本 務



乙 吹田市山手町3丁目3番35号
学校法人 関西大学

理事長 上原 洋允

